

## 福井市建設工事共同企業体運用要項

### 【第1章 総則】

(趣旨)

第1条 この要項は、福井市が発注する建設工事等に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において「特定建設工事共同企業体」（以下「特定共同企業体」という。）とは、特定の建設工事の施工を目的として、工事ごとに結成する共同企業体をいう。

2 この要項において「経常建設共同企業体」（以下「経常共同企業体」という。）とは、市内中小建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化する目的で結成する共同企業体をいう。

### 【第2章 特定共同企業体】

(対象工事)

第3条 特定共同企業体により施工する工事は、次の各号に掲げる工事の種類に応じ当該各号に定める設計金額以上の工事のうち、技術的難易度等その内容を勘案し、特定共同企業体による施工が適当と福井市建設工事等指名業者選定審査会（以下「審査会」という。）が認めた工事とする。

- |            |     |
|------------|-----|
| (1) 土木一式工事 | 3億円 |
| (2) 建築一式工事 | 4億円 |
| (3) その他工事等 | 2億円 |

2 前項に掲げるもののほか、その円滑な施工を図るため特に技術力を

結集する必要があると審査会が特に認めた工事については、特定共同企業体により施工する工事とすることができる。

(構成員の数)

第4条 特定共同企業体の構成員の数は、2又は3者とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(構成員の資格)

第5条 特定共同企業体の全ての構成員は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

- (1) 建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（令和4年福井市告示246号。以下「告示第246号」という。）第5項第2号に規定する福井市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録された者であること。
- (2) 発注しようとする工事（以下「発注工事」という。）に対応する建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する許可業種（以下「許可業種」という。）につき、許可を有しての営業年数が継続して3年以上あること。
- (3) 発注工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請としての実績があり、かつ、当該工事と同種の工事の施工実績があること。
- (4) 発注工事に対応する許可業種に係る法26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を工事現場に専任で適正に配置することができること。ただし、監理技術者にあつては法26条第3項ただし書に規定する監理技術者補佐を専任で置くときは、この限りではない。
- (5) その他有すべき資格等を定める工事にあつては、当該資格等を有すること。

(代表者)

第6条 代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で、最も大きな施工能力を有するものでなければならない。

(出資比率)

第7条 構成員の出資比率は、次の各号によるものとする。

(1) 代表者の出資比率は、構成員中最大とする。

(2) 構成員の最小出資比率は、構成員が2者のときは30パーセント以上、3者のときは20パーセント以上であること。

(資格審査等)

第8条 特定共同企業体により競争を行わせようとするときは、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を公示し、これにより資格認定の申請を行わせるものとする。

(1) 特定共同企業体により競争を行わせる工事である旨及び当該工事名

(2) 工事場所

(3) 工事の概要

(4) 資格審査申請書の受付期間及び受付場所

(5) 特定建設工事共同企業体の構成員の数、組合せ及び構成員が有すべき資格等

(6) 資格の有効期間

(7) その他必要事項

2 前項により申請を受理したときは、その資格審査を告示第246号第5項第1号の規定を準用し行い、適格なものを有資格業者として認定するものとする。

3 前項による認定は、認定の対象となった工事についてのみ有効とし、

当該工事を落札した共同企業体については当該工事が完了した後共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体については当該工事に係る契約（福井市財務会計規則第117条に規定する仮契約を含む。）が締結された日に効力を失う。当該工事についての落札者が決定されなかったとき、又は入札の取りやめが行われたときには、その時点をもって効力を失う。

### 【第3章 経常共同企業体】

（対象工事）

第9条 経常共同企業体により施工することができる工事は、土木一式工事、建築一式工事及び舗装工事とし、経常共同企業体への発注は単体企業に対する発注に準ずるものとする。

（構成員の数）

第10条 経常共同企業体の構成員の数は2又は3者とする。

（構成員の資格）

第11条 経常共同企業体の全ての構成員は、次の各号に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

- (1) 企業体を結成し工事の競争入札に参加するため資格者名簿に登録を希望する工種（以下「登録希望工種」という。）につき、法第3条に規定する許可を有しての営業年数が継続して3年以上あること。
- (2) 登録希望工種について、法第27条の23の規定に基づく経営事項審査（第15条に定める資格審査の申請時に提出したもの。以下「経営事項審査」という。）における基準決算の完成工事高が500万円以上あること。
- (3) 経営事項審査申請において、主たる営業所を福井市に置く者であること。

(4) 登録希望工種に係る監理技術者等を有し、発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者等を工事現場ごとに適正に配置することができること。

また、工事1件の請負代金の額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項で定める金額にあつては、発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者等を工事現場に専任で配置することができること。ただし、工事1件の請負代金の額が、建設業法施行令第27条第1項で定める金額の最低規模の3倍未満であり、第12条で規定する代表者が監理技術者等を工事現場に専任で配置する場合においては、他の構成員は、監理技術者等を工事現場に兼任で配置することで足りるものとする。ただし、監理技術者にあつては法26条第3項ただし書に規定する監理技術者補佐を専任で置くときは、この限りではない。

(5) 他の経常共同企業体の構成員でないこと。

(6) 登録希望工種の等級が、同一等級又は直近等級の構成員による組み合わせによるものとし、等級が3等級にわたらないこと。なお、等級の認定は申請時の資格審査に基づき格付けされると見込まれる等級によるものとする。

（代表者）

第12条 代表者は、構成員において決定された者とする。ただし、原則として第17条に規定する有効期間中の変更は認めない。

（事務所の所在地）

第13条 事務所の所在地は、代表者の所在地とする。

（出資比率）

第 1 4 条 構成員の出資比率は、第 7 条の規定を準用する。

(資格審査の申請)

第 1 5 条 経常共同企業体は、告示第 2 4 6 号第 3 項に基づき経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書(様式第 2 号)、共同企業体協定書(指定様式)及び資格審査に必要な書類を提出して、資格審査を受けなければならない。

(審査)

第 1 6 条 競争入札の参加資格の審査の申請を行った経常共同企業体の資格の有無については、告示第 2 4 6 号第 5 項の規定に基づくものとする。ただし、登録希望工種に係る経常建設共同企業体としての等級が、各構成員の登録希望工種に係る等級(申請時点の資格審査に基づき格付けされると見込まれるもの)を下回る場合は、資格を認めない。

(有効期間)

第 1 7 条 経常共同企業体の資格の有効期間は、告示第 2 4 6 号第 7 項に規定する期間とする。

2 有効期間満了日に現に工事を請け負っているものは、当該工事についてのみ工事が完了するまで資格があるとみなすものとする。

(有効期間内に提出すべき書類)

第 1 7 条の 2 経常共同企業体は、経常建設共同企業体協定書に基づき、工事竣工の都度、当該工事について決算しなければならない。

2 経常共同企業体は、工事請負の都度、経常建設共同企業体協定書に基づく運営委員会の委員名簿及び経常建設共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書を提出しなければならない。ただし、資格の審査の申請の際に提出したもので工事請負時において変更がなければ、提出を省略することができる。

3 前項又は第20条の規定により提出された書類において、経常共同企業体の構成員が第11条各号に掲げる要件を満たさないことが明らかになった場合は、経常共同企業体としての資格を取り消すものとする。

4 前項の規定により資格を取り消された経常共同企業体は、資格取消の事由が消滅したと認められるときは、資格を取り消される前の登録

希望工種について登録の再申請をすることができるものとする。

(解散)

第18条 経常共同企業体は、原則として第17条に規定する有効期間内での解散はできないものとする。ただし、代表者又は構成員のいずれかが破産した場合その他相当の理由がある場合は、この限りではない。

2 有効期間満了日に現に工事を請け負っているものは、当該工事が完了するまで解散はできないものとする。ただし、当該工事以外の工事についてはこの限りでない。

(競争入札への参加資格等の制限)

第19条 経常共同企業体の構成員は、経常共同企業体での資格者名簿への登録工種については、単体企業での資格者名簿への登録は、できないものとする。

2 経常共同企業体の構成員及び当該経常共同企業体は、経常共同企業体としての登録工種においては、特定共同企業体の構成員となることのできないものとする。

#### 【第4章 雑則】

(変更の届出)

第 20 条 共同企業体の代表者は、申請した事項に変更があった場合には、告示第 246 号第 6 項の規定により速やかに市長に届け出なければならない。

(共同企業体に対する通知等)

第 21 条 共同企業体に対する各種通知、工事の監督、請負代金の支払等の行為については、全て共同企業体の代表者に対して行うものとし、代表者に対して通知等を行った場合には他の構成員にも通知等を行ったとみなすものとする。

(その他)

第 22 条 この要項に定めるもののほか、共同企業体の運用に必要な事項は、審査会が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成 11 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 「福井市建設工事共同企業体実施要領」(以下「旧要領」という。)は廃止する。
- 3 この要項の施行の際、現に「旧要領」による特定建設工事共同企業体を結成し工事を請け負っている特定建設工事共同企業体は、この要項による特定共同企業体とみなし、この要項により取扱うものとする。
- 4 この要項の施行に当たり、平成 11 年度の特例措置として、第 19 条の規定に係らず経常共同企業体の申請を平成 11 年 7 月 1 日から平成 11 年 7 月 30 日まで受付けるものとする。

附 則

この要項は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成15年12月1日から施行する。
- 2 この要項の施行の際、現に経常建設共同企業体として資格を認定されているものについては、第11条第2号及び第6号の規定にかかわらず、この要項による経常建設共同企業体とみなし、この要項により取扱うものとする。ただし、第17条の2の規定は平成16年度より適用する。
- 4 現に経常建設共同企業体として資格を認定されているものについては、第18条の規定にかかわらず、平成16年3月末日をもって解散することを条件に、資格認定された工種について各々単体での16年度の資格申請をすることができるものとする。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年2月1日から施行する。